

公立大学法人三重県立看護大学が保有する個人情報の保護等に関する規程

平成 21 年 4 月 1 日
規 程 第 1 6 号

[沿革] 平成 2 7 年 1 2 月 2 4 日 一部改正
平成 2 9 年 6 月 1 日 一部改正
平成 3 0 年 2 月 8 日 一部改正
令和 2 年 4 月 1 日 規程第 1 2 号 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、三重県個人情報保護条例（平成 14 年三重県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 52 条の規定に基づき、公立大学法人三重県立看護大学（以下「法人」という。）が保有する個人情報（条例第 2 条第 1 号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護等に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務の取扱日時)

第 1 条の 2 個人情報保護に関する事務を円滑に遂行するため、三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日以外の日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの時間に、法人において、保有個人情報開示請求書の受付事務その他の別に定める事務を取り扱う。

2 法人の執務態勢により前項の規定により難しい場合は、同項の趣旨を踏まえた適切な日及び時間とする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項第 9 号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 登録対象事務の根拠
- (2) 条例第 9 条の規定による外部への提供の状況
- (3) 個人情報が記録されている主な公文書の名称
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法人が定める事項

(条例第 7 条第 3 項の実施機関が定める情報)

第 2 条の 2 条例第 7 条第 3 項の実施機関が定める情報は、次に掲げる事項とする。

- 一 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
- 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- 四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- 五 本人を少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(代理人による開示請求)

第3条 条例第14条第2項(条例第30条第2項及び第37条第2項において準用する場合を含む。)の代理人は、本人が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人並びに本人が開示請求(訂正請求及び利用停止等請求を含む。以下この条及び第5条において同じ。)をすることができないやむを得ない事由があると法人が認める場合における委任による代理人及び開示請求に係る保有個人情報に保有特定個人情報である場合の本人の委任による代理人(以下これらを「任意代理人」という。)とする。

(開示請求書の様式)

第4条 条例第15条第1項の請求書の様式は、本人及び法定代理人による請求の場合にあっては保有個人情報開示請求書(第1号様式)とし、任意代理人による請求の場合にあっては保有個人情報開示請求書(第1号様式の2)とする。

(本人等の確認に必要な書類)

第5条 条例第15条第2項(条例第31条第3項及び第38条第2項において準用する場合を含む。)の個人情報の本人、その代理人又はその遺族等であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 本人が開示請求をする場合 運転免許証、旅券又はこれらに類する書類
- (2) 法定代理人が開示請求をする場合 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本その他の法定代理人であることを証明する書類
- (3) 任意代理人が開示請求をする場合 当該任意代理人に係る第1号に掲げる書類及び本人の印鑑登録証明書を添付した委任状
- (4) 遺族等が開示請求をする場合 当該遺族等に係る第1号に掲げる書類及び戸籍謄本その他の遺族等であることを証明する書類

(保有個人情報開示決定通知書等の様式)

第6条 条例第20条各項の書面の様式は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書(第2号様式)
- (2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書(第3号様式)
- (3) 保有個人情報の全部を開示しない旨の決定
 - イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 保有個人情報非開示決定通知書(第4号様式)
 - ロ 条例第19条の規定により開示請求を拒否する場合 保有個人情報の存否を明らかにしない決定通知書(第5号様式)
 - ハ 保有個人情報を保有していない場合 保有個人情報不存在決定通知書(第6号様式)

(保有個人情報開示決定等期間延長通知書等の様式)

第7条 条例第21条第2項の書面の様式は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書(第7号様式)とする。

2 条例第22条第1項の書面の様式は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書(第8号様式)とする。

- 3 条例第 22 条第 2 項において準用する条例第 21 条第 2 項の書面の様式は、保有個人情報開示決定等期間の再延長通知書（第 8 号様式の 2）及び保有個人情報開示決定等期間特例延長の再延長通知書（第 8 号様式の 3）とする。

（保有個人情報開示請求事案移送通知書の様式）

- 第 8 条 条例第 24 条第 1 項の書面の様式は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（第 9 号様式）とする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

- 第 9 条 条例第 25 条第 1 項及び第 2 項の実施機関が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求年月日
- (2) 意見書の提出を求める理由
- (3) 意見書の提出先及び提出期限

- 2 条例第 25 条第 2 項の書面の様式は、保有個人情報の開示に係る意見照会書（第 10 号様式）とする。
- 3 条例第 25 条第 1 項及び第 2 項の意見書の様式は、保有個人情報の開示に係る意見書（第 11 号様式）とする。
- 4 条例第 25 条第 3 項の書面の様式は、保有個人情報の開示決定をした旨の通知書（第 12 号様式）とする。

（開示請求等の特例）

- 第 10 条 条例第 27 条第 2 項の保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものは、個人情報取扱事務により開示請求に係る本人に交付された受験票その他の書類で法人が適当と認めるものとする。
- 2 条例第 27 条第 3 項の実施機関が定める方法は、開示する保有個人情報を記載した書面の閲覧、交付その他法人が適当と認める方法とする。

（開示の日時）

- 第 11 条 条例第 26 条第 2 項に規定する法人が指定する日時は、第 1 条の 2 第 1 項に規定する日及び時間のうちの適切な日時とする。ただし、これにより難い場合は、同条第 2 項の規定を準用する。
- 2 開示請求者は、条例第 26 条第 2 項に規定する正当な理由があるため、条例第 20 条第 1 項の規定による通知を受けた開示の日時以外の日時に開示を受けようとする場合には、文書又は口頭により法人に開示の日時の変更を申し出なければならない。
- 3 前項の規定による申出は、条例第 26 条第 2 項に規定する法人が指定した日時までにしなければならない。ただし、天災その他開示請求者の責に帰することができない理由があるときは、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合において、開示請求者は、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内に文書又は口頭により法人に開示の日時の変更を申し出なければならない。
- 5 法人は、第 2 項及び前項の規定による申出があった場合において、正当な理由があると認めるときは、当該開示の日時を変更することができる。

(保有個人情報の開示)

第12条 保有個人情報の閲覧又は視聴をする者は、当該公文書を丁寧に取り扱い、これを改ざんし、汚損し、破損し、又は加筆してはならない。

- 2 法人は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、保有個人情報の閲覧若しくは視聴を停止させ、又は禁止することができる。
- 3 保有個人情報の写しを交付する場合の写しの作成は、非開示情報が記録されている部分を除き、対象公文書を用紙に複写することにより行うものとし、加工、編集その他の人為的な変更（以下この項において「加工等」という。）は行わない。ただし、加工等を行わなければ複写し難い相当な理由があると法人が認める場合は、この限りでない。
- 4 保有個人情報の写しの交付部数は、開示請求一件につき一部とする。

(電磁的記録の開示方法)

第13条 条例第26条第5項の規定による電磁的記録（映像又は音声記録されたものであって用紙に出力することが適当でないものを除く。以下この項及び次項において同じ。）の開示は、当該電磁的記録を用紙に出力したもの（閲覧にあつては白黒出力に限る。）を閲覧させ、又は交付することにより行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当するときは、電磁的記録を光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したもの（以下この項において「複写物」という。）を映像の出力装置に出力したものを閲覧させ、又は複写物を交付することにより開示を行うことができる。
 - (1) 非開示情報がないこと。
 - (2) 開示に必要な電子計算機その他の機器及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）が配備され、閲覧又は複写が技術的に容易であること。
 - (3) 情報セキュリティの確保に支障を生ずるおそれがないこと。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、別に定める事項に該当しないこと。
- 3 次の各号のいずれにも該当するときは、電磁的記録（映像又は音声記録されたものであって用紙に出力することが適当でないものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を光ディスクその他の電磁的記録媒体に複写したもの（以下この項において「複写物」という。）を映像若しくは音声の出力装置に出力したものを視聴させ、又は複写物を交付することにより開示を行うことができる。
 - (1) 非開示情報がないこと。
 - (2) 開示に必要な電子計算機その他の機器及びプログラムが配備され、視聴又は複写が技術的に容易であること。
 - (3) 情報セキュリティの確保に支障を生ずるおそれがないこと。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、別に定める事項に該当しないこと。
- 4 前項の規定にかかわらず、電磁的記録から非開示情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用を開示請求者が前納する場合は、当該電磁的記録を複写したものから非開示情報が記録されている部分を区分して除いたものを映像若しくは音声の出力装置に出力したものを視聴させ、又はこれを複写したものを交付することにより開示を行うことができる。
- 5 電磁的記録の写しの交付は、当該電磁的記録を法人が所有する電磁的記録媒体に複写し交付することにより行う。

(費用の納付等)

第14条 条例第29条第1項及び第2項の費用の額は、別表のとおりとする。

- 2 前項に規定する費用は、前納とする。ただし、当該費用は、開示請求に係る保有個人情報の写しの作成後において精算し、過不足が生じたときは、これを還付し、又は追徴する。
- 3 条例第29条第1項に規定する保有個人情報の写し又は同条第2項に規定する電磁的記録を電磁的記録媒体に複製したものの送付を受けようとする場合の送料は、前納とする。この場合において、当該費用に過不足が生じたときの取扱いについては、別に定める。

(訂正請求書の様式)

第15条 条例第31条第1項の請求書の様式は、本人及び法定代理人による請求の場合にあっては保有個人情報訂正請求書(第13号様式)とし、任意代理人による請求の場合にあっては保有個人情報訂正請求書(第13号様式の2)とする。

(保有個人情報訂正決定通知書等の様式)

第16条 条例第33条第1項又は第2項の書面の様式は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 保有個人情報の全部の訂正をする旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書(第14号様式)
- (2) 保有個人情報の一部の訂正をする旨の決定 保有個人情報部分訂正決定通知書(第15号様式)
- (3) 保有個人情報の全部の訂正をしない旨の決定 保有個人情報非訂正決定通知書(第16号様式)

(保有個人情報訂正決定等期間延長通知書等の様式)

第17条 条例第34条第2項において準用する条例第21条第2項の書面の様式は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書(第17号様式)とする。

- 2 条例第35条第1項の書面の様式は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(第18号様式)とする。
- 3 条例第35条第2項において準用する条例第21条第2項の書面の様式は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長の再延長通知書(第18号様式の2)とする。

(保有個人情報訂正請求事案移送通知書の様式)

第18条 条例第36条第1項の書面の様式は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(第19号様式)とする。

(利用停止等請求書の様式)

第19条 条例第38条第1項の請求書の様式は、本人及び法定代理人による請求の場合にあっては保有個人情報利用停止等請求書(第20号様式)とし、任意代理人による請求の場合にあっては保有個人情報利用停止等請求書(第20号様式の2)とする。

(保有個人情報利用停止等決定通知書等の様式)

第20条 条例第40条第1項又は第2項の書面の様式は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 保有個人情報の全部の利用停止等をする旨の決定 保有個人情報利用停止等決定通知書(第21号様式)

- (2) 保有個人情報の一部の利用停止等をする旨の決定 保有個人情報部分利用停止等決定通知書
(第 22 号様式)
- (3) 保有個人情報の全部の利用停止等をしない旨の決定 保有個人情報非利用停止等決定通知書
(第 23 号様式)

(保有個人情報利用停止等決定等期間延長通知書等の様式)

第 21 条 条例第 41 条第 2 項において準用する条例第 21 条第 2 項の書面の様式は、保有個人情報利用停止等決定等期間延長通知書 (第 24 号様式) とする。

2 条例第 42 条第 1 項の書面の様式は、保有個人情報利用停止等決定等期間特例延長通知書 (第 25 号様式) とする。

3 条例第 42 条第 2 項において準用する条例第 21 条第 2 項の書面の様式は、保有個人情報利用停止等決定等期間特例延長の再延長通知書 (第 25 号様式の 2) とする。

(諮問等の様式)

第 22 条 条例第 43 条第 1 項の規定による諮問は、三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問書 (第 26 号様式) によるものとする。

2 条例第 44 条の規定による通知は、三重県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書 (第 27 号様式) によるものとする。

(委任)

第 23 条 この規程に定めるもののほか、個人情報の保護等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する

附 則

この規程は、平成 30 年 2 月 8 日から施行する

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和元年 7 月 1 日から適用する。

別表 (第 14 条関係)

区 分	開示の実施の方法	費用の額
1 文書又は図画	複写機により用紙に複写したものの交付 (日本産業規格 A 3 判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。)	白黒の場合 1 枚につき 10 円
		カラーの場合 1 枚につき 40 円

2 電磁的記録	(1) 用紙に出力したものの交付（日本産業規格A 3判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	白黒の場合 1枚につき 10円 カラーの場合 1枚につき 40円
	(2) 電磁的記録媒体に複写したものの交付	電磁的記録媒体の購入経費に相当する額（非開示情報が記録されている電磁的記録を電磁的記録媒体に複写する場合については、当該電磁的記録から非開示情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額を加算した額）
	(3) 非開示情報が記録されている電磁的記録又はこれを複写したものの視聴	電磁的記録から非開示情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額
3 1及び2に掲げる場合以外のもの		作成に要する費用に相当する額

備考

- 1 区分1及び区分2（1）の場合において、用紙の両面を使用するときは、片面を1枚として費用の額を算定する。
- 2 区分1及び区分2（1）の場合において、日本産業規格A 3判を超える大きさの用紙を用いるときは、日本産業規格A 3判に相当する大きさを換算した枚数分の費用の額とする。
- 3 法人以外のものに委託して写し等を作成した場合における費用の額は、本表の規定にかかわらず、当該委託に要する費用に相当する額とする。